

であり、「過大」であるかどうかは、その対策の必要性によって相対的かつ個別に定まるものである。事業者の持つ「予算」や事業の採算性に規定されるものではない。

(3) 「より良い」

高水準な環境保全を達成するために最も効果的なことを指す。ただし、必ずしも最善の1つとは限らず、ある程度の幅を持つ一定の水準を指す。

この「幅」や「一定の水準」は事業の行われる地域の特性によって変わり得る。地域特性により求められるレベルが高ければ、最善の一つに限ることもある。

(4) 「技術」

技術とは、事業の計画、設計、建設、維持、操業、運用、管理、廃棄に際して用いられた幅広い技術、ハード面の「テクノロジー（科学技術・工業技術）」及び運用管理等のソフトの面の「テクニク（技法・手法）」を指す。なお、技術に関して設計から廃棄までの広範囲でとらえているのは、環境影響評価における評価が事業に係る建設や存在・供用の結果としてもたらされる環境影響を対象としているものの、これを回避・低減するためにはより広い範囲での対策が必要なためである。

(5) 「より良い技術」

高水準な環境保全を達成するのに最も効果的な技術を指す。必ずしも最善の一つの技術とは限らず、最善の水準に達した技術群を指す。

「より良い技術」から「実行可能な」技術を選ぶのであり、「実行可能な技術」から「より良い」技術を選ぶのではない。環境保全の面からできる限り優れた技術を幅広い範囲から選ぶことが重要である。

(5) 「実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討」の意味

環境影響評価においては、事業者は環境影響の回避・低減に係る評価及び環境保全措置の検討を行うに当たって、複数の案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を実施し、事業者の考えの妥当性を検証しなければならない。

この際に求められることは客観的で定量的な評価・検討であり、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討は、特に設備や工法に関する技術に大きく依存するケースについて有効な評価手法となると考えられる。

実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かは、事業全体で評価されるものである。しかし、実際には、まず事業内容を各工程に分解し、工程ごとの環境負荷物質の発生状況を把握して対策を検討する。その上でこの分解された各工程の環境負荷と対策を整理し、優先するべきものを明らかにしつつ事業計画全体を見直す。そして、全工程から発生する環境負荷が全体として可能な限り回避・低減されているかどうかを検討することとなる。

例えば、火力発電所の場合、窒素酸化物排出に当たっての回避・低減対策には、燃料対策、燃焼方法の改善及び排ガス対策、運用対策が挙げられるが、燃焼方法の改善と排ガス対策は一体として検討されるものであり、出口対策である排ガス対策のみの検討では不十分である。また、燃焼方法は、燃料によって左右されるものであり、施設により運用対策も決まることから、全体を見渡した検討が必要である。

具体的な検討としては、導入しようとする技術とその類似技術についての開発状況などを調査し、地域の環境特性や事業の特性を踏まえながら、技術的に環境保全の面から最も優れた性能を持つ技術（複数の場合もある。）を選ぶ。そして、科学的知見の観点等からその技術の実行可能性を検討し、住民等や地方公共団体の意見を聞いてこれらの検討の妥当性を検証することになる。

これらの検討のプロセスは従来からも一部の事業で行われてきたが、その内容は一般にほとんど公開されなかった。「実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討」とは、この技術選定のプロセス（過去の経緯を含む。）と技術の導入効果、それらに対する事業者の考え方を明らかにすることで客観的な評価を行うものである。

(6) 「実行可能なより良い技術」の導入方法

ア 事前の段階

事業全体の環境影響の回避・低減を行うには、事業工程の出口対策等にとどまらず、事業の全工程において環境影響を評価・検討することが非常に有効である。

しかし、事業計画の熟度がある程度高まった準備書等の段階で事業計画の根幹を変更することは、事業計画の大幅な見直しが必要となって事業を進める上での負担が大きい。

したがって、事業者には環境影響評価に着手する以前の事業計画を検討する段階であらかじめ「実行可能なより良い技術」の考え方を取り入れ、県、市町村との意見交換等を行いながら地域の特性を取り入れた効果的な環境保全対策を計画に組み込むことが必要である。

イ 方法書の段階

方法書は地域住民等に対して事業計画を最初に公表する書類である。方法書の中で「実行可能なより良い技術」の観点からの検討の考え方やここまでの経緯等を示すことは、地方公共団体や地域住民に対して情報の透明性を担保し説明力を高めるとともに、この検討の方法の妥当性について早い段階で意見交換を行うことが可能となる。

また、検討の考え方等のみならず、具体的な導入案をこの段階で示すことも有効である。特に計画熟度の低い段階で定まるものについてはこのような対応が可能であり、定まっていないものでもこの段階での複数の導入候補案や具体的な方向性は示すことが可能である。これは事業者の手戻りや更なる費用負担を避けるために、また、報告の公開の観点からも必要である。

したがって、事業者は方法書において「実行可能なより良い技術」の観点からの検討の考え方やここまでの経緯、具体的導入案を明記することが必要である。反面、この段階で示されない導入案は準備書や評価書以降の段階でも、柔軟に変更が可能になるものに限られることになる。

ウ 準備書及び評価書の段階

準備書及び評価書の段階で「実行可能なより良い技術」の観点からの検討について記載するということは、評価と環境保全措置の検討について記載すること他にならず、ここでの検討が「実行可能なより良い技術の導入についての評価」の